

# 雇用保険 被保険者 資格取得届 について

【1】適用事業に雇用される労働者は被保険者となりますので、下記の用紙に記入し提出してください。ただし以下は被保険者となりません。

適用除外 ・65歳に達した日以後新たに雇用される者

・1週間の所定労働時間が20時間未満の者。または、1週間の所定労働時間が30時間未満の者で季節的(4ヶ月以内)に雇用される者

【2】提出期限は、労働者を新規に雇入れた日(又は労働者が被保険者となったとき)の属する月の翌月10日までです。

ただし、3ヶ月以内であれば遅延理由書等の添付書類は必要ありません。そのため、試用期間中などで賃金や職種が決定していない時などは、

1~2ヶ月様子を見てから提出でも結構です。(2年以内であれば遡及取得も可能です)

労災保険は資格取得届の提出日とは関係なく、適用事業所の全ての労働者に対して入社日から適用されます。(代表者等の役員は除く)

【3】必ずすべての項目を記入して下さい。(ただし 欄は省略可)

・氏名が前職と違う場合は、以前の氏名(フリガナ)もご記入下さい。氏名変更が同時に出来ます。

・職種について、1~4に該当しない場合は5.他( )欄に記入して下さい。(例:デザイナー、工場長、運転手等)

・賃金は、交通費も含めた金額を記入して下さい。被保険者証には記載されませんのであくまで予定額で結構です。

・前職のある場合は、必ず被保険者番号もしくは前職の会社名を記入して下さい。(アルバイトの場合も)

前職の資格喪失日から1年以内に取得すれば、以前の被保険者期間が通算され、失業給付の受給日数が有利になる場合があります。もし番号を複数お持ちの場合は番号統一もできますので、不明な場合などは全ての番号をお知らせ下さい。

・新規学卒者は1.新卒、前職が全くない方は2.前職無しに をつけて下さい。

・被保険者が外国人であると判断できる場合は、備考欄も記入して下さい。(外国人登録証等で確認できます)

その際、確認にあたっては人権やプライバシーの保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

【4】被保険者証の送付について

雇用保険被保険者証は通常、退職されるまで必要になる事はありません。そのため、西工業会では、保険料のお知らせなど、年に数回お送りする郵送物と一緒に返送致しております。もし早急にご返却を希望される場合はその旨ご連絡下さい。

FAXの場合はなるべく矢印の向きに送信して下さい。

この用紙をそのままコピーして、この下を切り取って(A5サイズ)、もしくは切り取らずこのまま1枚(A4サイズ)お送り下さい。

(社)西工業会 御中  
FAX(06)6582-2645

雇用保険 被保険者 資格取得届

(H23.8)



事業所名			事業所番号		
被保険者氏名 (ふりがな)	職種 1.営業 2.接客・販売 3.事務 4.機械・労務 5.他( )	性別 男・女	資格取得 (入社)年月日 年 月 日	生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	賃金見込額(1ヶ月当り) 1.月給者 ¥ 2.日給者 ¥ 3.パートタイム ¥
雇用保険被保険者番号	1.新卒 もしくは 2.前職無し		1週間の所定労働時間 時間 分		
または前勤務先名					
備考欄	所属事業場等	国籍	在留資格	在留期限 年 月 日迄	資格外活動許可の有無 あり・なし
正社員以外の方は をして下さい	1.パートタイマー 2.有期契約労働者 3.派遣労働者 4.その他		6ヶ月以上の雇用の見込み あり・なし		
該当者は をして下さい	1.取締役等の役員 2.理事 3.執行役員 4.事業主と同居の親族				
希望者は をして下さい	A.グループ保険加入申込書及び資料		B.社会保険資格取得届		

注 { ・労働者名簿は提出不用ですが、事業所で必ず備えつけて下さい。  
・以前に被保険者だった方は番号継続しますので、被保険者番号もしくは該当会社名を記入して下さい。  
・パートタイム・有期契約労働者・派遣労働者の方は、雇入通知書・契約書等(写)を添付して下さい。